

令和6年度

第2回 浜松市母子保健推進会議資料

日時：令和7年2月13日（木）午後1時30分～
場所：浜松市口腔保健医療センター

目 次

	頁
I 令和6年度上半期 浜松市母子保健事業 事業実績報告.....	1
1. 妊産婦関係	
(1) 妊娠届出数・親子（母子）健康手帳交付・ハイリスク妊婦	2
(2) 届出数の週数	3
(3) 届出数の年齢	3
(4) 満28週以降及び産後の発行状況	3
(5) 妊婦健康診査	4
(6) 新生児聴覚スクリーニング検査	5
(7) 産婦健康診査	5
(8) 産後ケア事業	6
(9) 浜松市妊娠糖尿病支援事業	8
(10) はままつ女性の健康相談	10
2. 乳幼児健康診査関係	
(1) 乳幼児健康診査受診率	11
(2) 1か月児健康診査	11
(3) 4か月児健康診査	12
(4) 10か月児健康診査	12
(5) 1歳6か月児健康診査	13
(6) 3歳児健康診査	15
(7) 3歳児健康診査における診察所見の内訳	17
(8) 乳幼児健康診査における保護者の状況	17
3. 訪問指導	
(1) こんにちは赤ちゃん訪問	18
(2) 妊産婦乳幼児訪問	18
4. 出産・子育て応援事業	19
(1) 出産・子育て応援交付金	19
(2) こんにちはマタニティ訪問事業	20
5. 予防接種関係	21
(1) 定期予防接種及び任意予防接種	21
(2) 子宮頸がん予防の取り組み	21

6. 医療費助成関係	
(1) 未熟児養育医療費.....	22
(2) 自立支援医療費（育成医療）.....	22
(3) 小児慢性特定疾病医療費.....	23
(4) 不妊治療費（先進医療費）助成事業.....	24
(5) 不育症治療費補助事業.....	25
II 令和6年度上半期 浜松市児童福祉事業 事業実績報告	
1. 子育て支援ひろば事業.....	26
2. 子育て世帯訪問支援事業.....	27
(1) はますくヘルパー利用事業.....	27
(2) 養育支援ヘルパー利用事業.....	27
3. 養育支援訪問事業.....	28
4. 発達支援広場事業（たんぽぽ広場）.....	29
5. 発達障害者支援センター運営事業（発達相談支援センター「ルピロ」）.....	29
III 浜松市の出生数について.....	31
IV 令和5年度 産後ケア事業 実績報告.....	33
V 令和5年度 こんにちはマタニティ訪問事業 実績報告.....	36
VI 産科・精神科・行政等の連携.....	38
VII 5歳児健康診査事業について.....	40
【別紙】5歳児健康診査事業のフロー（案）	
VIII HPVワクチン接種事業について.....	41
IX 令和7年度 母子保健事業の取り組み.....	44

I 令和6年度上半期 浜松市母子保健事業 事業実績報告

事業名			対象者		R6年度計画		R6年度上半期実績	
					回	人数		
乳幼児健康診査事業	(新) 1か月児健康診査		出生後27日を超え、生後6週に達しない児		—	4,887人	—	2,115人
	((新) 1か月児精密健康診査)		1か月児健康診査にて精密検査が必要な児		—	—	—	3人
	4か月児健康診査		生後3～5か月児		—	4,814人	—	2,180人
	(4か月児精密健康診査)		4か月児健康診査にて精密検査が必要な児		—	—	—	218人
	10か月児健康診査		生後9～11か月児		—	4,668人	—	2,419人
	(10か月児精密健康診査)		10か月児健康診査にて精密検査が必要な児		—	—	—	82人
	1歳6か月児健康診査		1歳6か月児(2歳未満まで可能)		176回	5,203人	84回	2,414人
	(1歳6か月児精密健康診査)		1歳6か月児健康診査にて精密検査が必要な児		—	—	—	67人
	3歳児健康診査		3歳児		—	4,990人	—	2,520人
	3歳児歯科健康診査		3歳児		—	4,888人	—	2,185人
	(3歳児精密健康診査)		3歳児健康診査にて精密検査が必要な児		—	—	—	352人
	先天性代謝異常等検査		新生児		—	5,696人	—	2,859人
	新生児聴覚スクリーニング検査		新生児		—	4,524人	—	2,237人
	(新) 遠方分娩取扱施設への交通費宿泊費支援		自宅(又は里帰り先)から最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦		—	20人	—	0人
康妊業講座期事健	はじめてのパパママレッスン		妊娠週数16～31週の妊婦とその家族		42回	1,440組	20回	457組
	未来の自分を考える講座		これから親としての役割を担う青年期の男女		12回	1,200人	6回	374人
教思育春期事業性	思春期教室		市内の中学2年生		63回	7,217人	34回	4,155人
	依頼の衛生教育		市内の各関係団体(延)		48回	2,500人	19回	726人
母子相談事業	母子保健相談支援事業	親子(母子)健康手帳交付・妊婦個人指導(妊娠届出数)	妊娠届出書を提出したもの		12施設	4,872人	12施設	2,183人
		親子すこやか相談	市内在住の親子(延)		11会場	8,337人	11会場	3,843人
	はままつ女性の健康相談(妊娠SOSを含む)		妊娠期から子育て期等、女性の健康に関する相談者(延)		—	—	—	298人
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業		市民税非課税世帯に属している、または生活保護受給している妊婦(延)		—	—	—	11人
	産科受診等支援事業		特定妊婦と疑われる者のうち、妊娠の確認ができていない者で、産科受診等が困難と認められる者		—	—	—	1人
	1歳6か月児健康診査事後相談		1歳6か月児健康診査にてことばの遅れ等気になる児とその保護者(延)		78回	780組	36回	154組
	親と子の心理相談		市内在住の未就学児とその親(延)		—	1,292組	—	460組
	ことばの相談		市内在住の未就学児とその親(延)		—	336組	—	112組
	発達相談		市内在住の未就学児とその親(延)		6回	36組	3回	18組
	未熟児相談交流会		出生体重1,500g未満児とその親(延)		2回	30組	1回	11組
	健やか育児教育事業		天竜区在住の満2か月～4か月児とその親		6回	60組	3回	7組
	産後ケア事業		市内在住の産後4か月未満の母子(延)		—	5,403人	—	2,358人
	多胎ピアサポート事業	多胎プレパパママ教室	親子(母子)健康手帳の交付を受けた多胎妊婦及びその家族		4回	40組	1回	1組
		家庭訪問による相談支援事業	浜松市在住の多胎妊婦とその家族(産後1年頃まで)		—	50組	—	1組
指導子事訪問業間	こんにちは赤ちゃん訪問		市内在住の生後4か月までの児		—	5,408人	—	2,150人
	妊産婦乳幼児訪問		保健師による継続支援が必要な親子(延)		—	13,800人	—	7,079人
乳教幼児等業健康	離乳食教室		生後5か月児をもつ親		84回	2,268人	42回	850人
	もぐもぐ元気っこ教室		生後7～8か月児の児とその親		77回	2,920人	38回	1,010人
	食育講座		地域の育児グループや幼稚園、保育所、及びこども園、学校等の母子に関する団体等		41回	976人	27回	747人
	食育研修会		浜松市内保育所、幼稚園、こども園、小学校の食育担当者		1回	100人	0回	0人
療不支費妊援等治	不妊専門相談センター事業(医師面接相談)		不妊に悩む夫婦(延)		6回	18組	3回	7組

1. 妊産婦関係

(1) 妊娠届出数・親子（母子）健康手帳交付・ハイリスク妊産婦

【表1】 妊娠届出数、個人指導数、及びハイリスク妊産婦の数

(単位:人)

	R4		R5		R6上半期	
		率 (B/A)		率 (B/A)		率 (B/A)
妊娠届出数	4,872	-	4,733	-	2,183	-
親子（母子）健康手帳交付数	4,995	-	4,864	-	2,255	-
妊産婦個人指導数 (A)	4,944	-	4,814	-	2,229	-
ハイリスク妊産婦数 (B)	771	15.6%	774	16.1%	424	17.7%

*妊娠届出数とは、飛び込み分娩を含み、多胎及び産後発行は含まない数

*親子（母子）健康手帳交付数とは、多胎及び産後発行を含む数

*妊産婦個人指導数とは、多胎を含まず、産後発行を含む数

- ・ ハイリスク妊産婦は、「メンタル」が最も多く、次いで「養育」となっている。

【表2】 ハイリスク妊産婦の内訳数(※重複あり)とその割合

(単位:人)

	R4		R5		R6上半期	
		率		率		率
ハイリスク妊産婦数	771		774		424	
若年妊婦	46	6.0%	40	5.2%	20	4.7%
飛び込み	3	0.4%	6	0.8%	1	0.2%
メンタル	413	53.6%	422	54.5%	236	55.7%
養育	246	31.9%	231	29.8%	196	46.2%
疾病	42	5.4%	34	4.4%	39	9.2%
多胎	53	6.9%	51	6.6%	30	7.1%
育児支援者がいない	164	21.3%	160	20.7%	78	18.4%
望まない妊娠	36	4.7%	39	5.0%	27	6.4%
遅れた妊娠届	26	3.4%	46	5.9%	18	4.2%
経済的困窮	79	10.2%	89	11.5%	32	7.5%
複数回の婚姻	13	1.7%	13	1.7%	10	2.4%
夫婦不和・DV	11	1.4%	21	2.7%	13	3.1%
転居・孤立	15	1.9%	15	1.9%	16	3.8%
被虐待歴あり	43	5.6%	47	6.1%	23	5.4%
虐待の既往あり	16	2.1%	13	1.7%	11	2.6%
その他	26	3.4%	8	1.0%	1	0.2%

(2) 届出数の週数

- ・ 令和6年度上半期における浜松市の満11週までの届出割合は93.45%であった。

【表3】 妊娠週数ごとの届出数

令和6年度上半期

(単位：人)

	発行数合計	～満11週	12～19週	20～27週	28週以上	産後発行 (飛込のみ)
浜松市 計	2,183	2,040	120	17	5	1
構成割合		93.45%	5.50%	0.78%	0.23%	0.05%
(全国の構成割合※)		(94.4%)	(4.3%)	(0.6%)	(0.3%)	(0.2%)

※ 全国の構成割合：「令和4年度地域保健・健康増進事業報告」都道府県別にみた妊娠届出の
妊娠週数別の状況（厚労省）（ただし、妊娠週数不詳の者を除く）

(3) 届出数の年齢

- ・ 令和6年度上半期における浜松市の25歳～29歳の届出割合は30.0%、30～34歳の届出割合は36.6%であった。
- ・ 届出全体のうち、初産の者の割合は47.7%であった。また、初産の者のうち、25歳～29歳の割合が最も多く、39.6%であった。

【表4】 年齢ごとの届出数

令和6年度上半期

(単位：人)

	発行数合計	20歳未満	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40歳以上
浜松市 計	2,183	11	138	655	800	440	139
構成割合		0.5%	6.3%	30.0%	36.6%	20.2%	6.4%
(再掲：初産の者および 構成割合)	1,042	11	97	413	342	132	47
	(47.7%)	(1.1%)	(9.3%)	(39.6%)	(32.8%)	(12.7%)	(4.5%)

(4) 満28週以降及び産後の発行状況

- ・ 満28週以降に発行した妊婦の理由は、妊娠に気が付かなかった、予期しない妊娠により妊娠届が遅れた、妊娠を家族に言い出せなかったなどの理由であった。

【表5】 親子（母子）健康手帳の満28週以降及び産後の発行状況

(単位：人)

	R4	R5	R6上半期
満28週以降	12	14	5
日本人	10	10	5
外国籍	2	4	0
産後発行（飛込のみ）	3	6	1
日本人	3	6	1
外国籍	0	0	0

(5) 妊婦健康診査

- ・ 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産が出来る体制を確保することを目的として実施。
- ・ 妊婦健康診査未受診の主な理由
 - ① 浜松市で受診票を発行した後に、他自治体へ転出
 - ② 受診票交付年度の次年度に受診
- ・ 令和6年度より県下統一事業として、妊婦健康診査15・16回目について受診票による助成を開始。

【表6】 妊婦健康診査の受診者数と受診率（回数・年度の別）（単位：人）

	R4	R5	R6上半期		
	受診率	受診率	対象者数	受診者数	受診率
初回	99.7%	99.4%	2,188	2,131	97.4%
2回目	99.3%	98.5%	2,161	2,125	98.3%
3回目	99.2%	96.8%	2,184	2,220	101.6%
4回目	99.3%	96.3%	2,207	2,226	100.9%
5回目	84.8%	83.4%	2,223	1,944	87.4%
6回目	99.0%	95.9%	2,231	2,285	102.4%
7回目	98.4%	95.2%	2,237	2,261	101.1%
8回目	97.0%	94.7%	2,249	2,196	97.6%
9回目	92.6%	91.8%	2,253	2,053	91.1%
10回目	92.7%	90.0%	2,260	2,002	88.6%
11回目	92.8%	90.5%	2,265	2,041	90.1%
12回目	84.3%	81.6%	2,267	1,823	80.4%
13回目	65.1%	64.5%	2,271	1,431	63.0%
14回目	41.6%	42.6%	2,272	940	41.4%
(新) 15回目	-	-	2,271	242	10.7%
(新) 16回目	-	-	2,271	47	2.1%
多胎	0.0%	0.0%	29	0	0.0%
血液検査	98.1%	95.1%	2,257	2,193	97.2%
血算検査	80.9%	78.6%	2,268	1,755	77.4%
GBS検査	93.3%	90.6%	2,266	2,017	89.0%
超音波検査1	99.1%	98.2%	2,164	2,123	98.1%
超音波検査2	99.2%	96.0%	2,205	2,226	101.0%
超音波検査3	97.2%	93.7%	2,254	2,259	100.2%
超音波検査4	92.7%	89.6%	2,268	2,039	89.9%
歯科健診	49.9%	50.6%	2,254	1,218	54.0%

※令和4年度から多胎妊婦健康診査受診票の使用方法に変更あり。初回から14回目までの受診票を使用後に多胎受診票を使用する。受診票は5回分を交付。

※令和5年度は妊婦健康診査15・16回目を償還払いで実施（15回目：146件、16回目：46件）。

(6) 新生児聴覚スクリーニング検査

- ・ 聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査にかかる費用について、受診票を交付し公費助成を実施。
- ・ こんにちは赤ちゃん訪問時に親子（母子）健康手帳記載内容から新生児聴覚検査実施の有無や受診結果の把握をするとともに、検査未実施児について「乳児の聴覚発達チェック表」で音の出る玩具などを使い、保護者と聞こえの状態を確認し、心配がある場合には受診勧奨を行う。

【表 7】 新生児聴覚スクリーニング検査の実施結果 (単位:人)

		対象者数	受診者数	受診率	異常なし (Pass)	要再検 (Refer)	要再検率 (Refer率)	Refer	
								両側	一側
R5		4,730	4,634	98.0%	4,555	79	(1.7%)	18	61
R5 (再掲)	自動ABR		4,358		4,282	76	(1.7%)	17	59
	OAE		276		273	3	(1.1%)	1	2
R6 上半期		2,276	2,236	98.2%	2,200	36	(1.6%)	12	24
R6 上半期 (再掲)	自動ABR		2,100		2,065	35	(1.7%)	12	23
	OAE		136		135	1	(0.7%)	0	1

※対象者数は令和 6 年度上半期出生数。

※要再検者は総合判定が要再検 (Refer) であったものの数を計上。

※令和 6 年度上半期の要再検者 36 名について赤ちゃん訪問等で確認できた者のうち、令和 7 年 1 月 14 日時点で難聴が判明した者は 6 名であった。

(7) 産婦健康診査

- ・ 産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（産婦健診）について、産婦一人あたり 2 回（産後 2 週間、産後 1 か月）まで受診票を交付し公費助成を実施。
- ・ 問診、診察、体重・血圧測定、尿検査のほか、産後うつ病のスクリーニングとしてエジンバラ産後うつ病質問票を用いて実施。
- ・ 産婦健康診査の結果、実施機関において支援が必要と判断した場合は、①精神科等専門機関を紹介、②市への支援を依頼、③実施機関（自院）で継続フォロー等、速やかに対応を行う。

【表 8】 産婦健康診査実施結果 (単位:人)

		対象者数	受診者数	受診率	異常なし	要支援	要支援率	要支援者内訳（重複あり）		
								専門機関紹介	市へ支援依頼	自院で継続フォロー
R5	第1回	4,730	4,275	90.4%	3,800	475	11.1%	0 (0.0%)	287 (60.4%)	220 (46.3%)
	第2回	4,730	4,567	96.6%	4,303	264	5.8%	9 (3.4%)	216 (81.8%)	48 (18.2%)
R6 上半期	第1回	2,276	2,065	90.7%	1,831	234	11.3%	1 (0.4%)	131 (56.0%)	113 (48.3%)
	第2回	2,276	2,178	95.7%	2,060	118	5.4%	2 (1.7%)	86 (72.9%)	34 (28.8%)

※対象者数は令和 6 年度上半期の出生数。

※要支援者内訳のパーセンテージは要支援者に占める割合。

(8) 産後ケア事業

- ・退院直後等、支援の必要な母子を対象として、産婦人科医療機関・助産所にて、心身のケアや育児のサポート等を提供し、産後の新生活を安心してスタートできるよう支援を行う。
- ・妊娠期から出産後までの切れ目ない支援を推進するため、令和 2 年度より子育て支援課から健康増進課へ事業移管し実施。
- ・母子保健法改正により、令和 3 年度より産後ケア事業が市町村の努力義務として法定化。対象年齢を 1 歳未満へ拡充、自己負担の軽減等制度充実を図った。
- ・令和 4 年度より、デイサービス型（短時間）および訪問型を通算 7 回へ拡充した。
- ・令和 6 年度より、支援を希望する産後 1 歳未満のすべての母子に対象を拡大し、公費負担額を増額した。また、生活保護受給者の無償化、里帰り等市外で出産後に産後ケアを利用した際の費用に対する償還払いを開始した。
- ・周知方法として、親子（母子）健康手帳交付時やこんにちはマタニティ訪問、こんにちは赤ちゃん訪問時での情報提供、子育て情報サイトびっぴへの掲載、市内産科医療機関へのチラシ配布に加え、令和 4 年度より、乳児健診委託医療機関へのチラシの配布、および浜松市こども家庭センターLINE にて妊娠 9 か月時と産後 2 か月時のセグメント配信を行っている。

【表 9】産後ケア事業利用者数

(単位:人)

	R4		R5		R6上半期	
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
宿泊型	284	1,080	393	1,372	255	827
デイサービス型（1日）	89	123	108	165	75	109
デイサービス型（短時間）	1,129	2,715	1,170	2,364	591	1,153
訪問型	333	723	282	579	142	269
産後ケア利用実人数	1,573		1,604		903	
出生数に対する利用割合	31.2%		33.9%		39.7%	

※宿泊型とデイサービス型（1日）の延人数は、利用延日数。

【表 1 0】利用後の継続支援について

令和 6 年度上半期

	利用回数 (回)	要継続者数(人)	
			率
宿泊型	293	67	22.9%
デイサービス型（1 日）	109	13	11.9%
デイサービス型（短時間）	1,153	529	45.9%
訪問型	269	70	26.0%

※利用回数:1 人の方が同じ型のサービスを複数回利用した場合は、利用毎にカウントする。

※判断は実施施設の判断。

【表 1 1】（新）里帰り等市外で産後ケア利用時の費用に対する償還払い件数

令和 6 年度上半期

（単位:人）

	R6 上半期	
	実人数	延人数
宿泊型	0	0
デイサービス型（1 日）	0	0
デイサービス型（短時間）	2	4
訪問型	5	10
計	7	14

※申請日を基準とする。

(9) 浜松市妊娠糖尿病支援事業

- ・将来的に糖尿病を引き起こすリスクの高い妊娠糖尿病（以下、GDM）の妊婦が糖尿病を発症することがないように、発症予防のための普及啓発、医療受診勧奨、生活習慣指導などの支援体制を構築することを目的に、平成27年8月に開始した事業。
- ・事業内容は、①親子（母子）健康手帳交付時に全妊婦に対して啓発リーフレットを配布、②妊産婦健診委託医療機関で親子（母子）健康手帳にGDMの押印をするとともに、妊娠糖尿病手帳の配布および生活習慣指導、受診勧奨、③産後に、こんにちは赤ちゃん訪問等で産後の医療受診勧奨を実施している。
- ・実態把握を目的に、平成28年度から、こんにちは赤ちゃん訪問で親子（母子）健康手帳に「GDM」の押印がある、もしくは浜松市妊娠糖尿病手帳の所持を確認することで把握したGDM産婦に関する集計を下記に示す。
- ・【表12】こんにちは赤ちゃん訪問の件数に対する妊娠糖尿病の診断件数の割合は、平成28年度～令和元年度までは3%前後で推移していたが、令和2年度以降高くなっており、令和3・4年度は4%台、令和5年度は5%まで増加している。
- ・令和4年度には、①妊娠糖尿病手帳の改訂②妊娠期～産後までのリーフレット（7種）の作成及び③研修会の開催を目的に、「妊娠糖尿病世話人会」を発足。令和5年6月に第1回妊娠糖尿病に関わる医療・行政の専門職を対象とした研修会を開催し、同年9月には改定後の妊娠糖尿病手帳と作成したリーフレットを各産科医療機関に送付。
- ・令和6年度は6月29日（土）に第2回研修会を開催、12月14日（土）に第3回研修会を開催した。

【表12】妊娠糖尿病の診断件数とこんにちは赤ちゃん訪問に対する割合

（単位：人）

年度	こんにちは赤ちゃん訪問 （母親の人数）（A）	妊娠糖尿病診断件数（B）	
			率（B/A）
R3	5,131	249	4.85%
R4	4,903	237	4.83%
R5	4,645	273	5.88%

※妊娠糖尿病診断件数（B）は、こんにちは赤ちゃん訪問で、親子（母子）健康手帳に「GDM」の押印もしくは浜松市の妊娠糖尿病手帳所持を確認することで把握したGDM産婦の件数。

※令和6年12月26日時点の把握内容

【表 1 3】妊娠糖尿病と診断された年齢(こんにちは赤ちゃん訪問時点)

(単位:人)

年齢	R3		R4		R5		
	GDM産婦数 (B)	率 (B/A)	GDM産婦数 (B)	率 (B/A)	年齢別人数 (A)	GDM産婦数 (B)	率 (B/A)
20歳未満	0	0.0%	0	0.0%	36	2	5.6%
25歳未満	3	0.8%	5	1.6%	267	10	3.7%
30歳未満	37	2.6%	52	3.8%	1,320	57	4.3%
35歳未満	76	3.8%	73	4.0%	1,723	92	5.3%
40歳未満	77	6.2%	84	7.5%	1,047	86	8.2%
40歳以上	21	6.9%	23	9.2%	252	26	10.3%

※ (A) 赤ちゃん訪問の母親の年齢別人数 (B) GDM産婦の年齢別人数

※令和6年12月26日時点の把握内容

【表 1 4】妊娠糖尿病と診断された妊娠週数

(単位:人)

診断週数	R3		R4		R5	
	GDM産婦 週数別人数	率	GDM産婦 週数別人数	率	GDM産婦 週数別人数	率
20週未満	51	20.5%	51	21.5%	66	24.2%
25週未満	13	5.2%	6	2.5%	14	5.1%
30週未満	87	35.0%	88	37.1%	98	35.9%
35週未満	76	30.5%	77	32.5%	74	27.1%
35週以上	6	2.4%	2	0.8%	14	5.1%
不明	16	6.4%	13	5.5%	7	2.6%

※令和6年12月26日時点の把握内容

(10) はままつ女性の健康相談

- 平成 23 年 12 月 5 日から、妊娠期からの児童虐待防止を図ることを目的に予期せぬ妊娠相談窓口「妊娠 SOS」をあわせて実施。平成 28 年度から助産師による相談日を設け、メール相談も開設。さらに、平成 31 年 4 月より、助産師による不妊相談も開始した。
- 予期せぬ妊娠に関する相談件数は、58 件であった。相談経路は、「ネット・携帯サイトから相談を把握した方」「医療機関から紹介された方」が多かった。
- 女性の健康相談実件数は 102 件でリピーターの相談が多く、妊娠 SOS 相談実件数は 51 件と 1 回のみの相談が多かった。

【表 1 5】 はままつ女性の健康相談 相談延件数

(単位：件)

電 話		R4	R5	R6 上半期
	相談数	596	518	239
	(再掲) 女性の健康相談	493	420	192
	予期せぬ妊娠に関する相談 (妊娠SOS)	103	98	47
メ ー ル		R4	R5	R6 上半期
	相談数	215	175	59
	(再掲) 女性の健康相談	201	153	48
	予期せぬ妊娠に関する相談 (妊娠SOS)	14	22	11

【表 1 6】 はままつ女性の健康相談 相談の内訳

令和 6 年度上半期

(単位：件)

	電話	メール	総計
女性の健康相談	192	48	240
思春期	14	1	15
不妊	17	5	22
妊娠	4	3	7
出産	2	2	4
育児	31	4	35
更年期	1	4	5
疾病その他	123	29	152
妊娠SOS相談	47	11	58
妊娠の可能性	9	1	10
中絶	25	6	31
妊娠継続	6	1	7
費用	1	0	1
パートナーとの関係	1	2	3
DV・性被害	0	0	0
その他	5	1	6

- 女性の健康相談の相談件数に大きな増減は見られなかった。そのうち約半数は頻回に相談がある方からの相談で、実人数は昨年度とほぼ同様であった。
- 妊娠 SOS 相談では、「中絶」に関する相談が 5 割以上を占めた。

2. 乳幼児健康診査関係

(1) 乳幼児健康診査受診率

- ・ 乳幼児の疾病等の早期発見及び適切な保健指導を図るため、委託医療機関で乳幼児健康診査を実施し、乳幼児の健全な育成を図る。
- ・ 4 か月児健康診査、10 か月児健康診査は医療機関に委託して個別に実施し、1 歳 6 か月児健康診査は市の直営で集団健診として実施している。3 歳児健康診査は、直営・集団で実施する区と、委託・個別で実施する区が並存している。
- ・ 令和 6 年 1 月の区再編に伴い、三方原地区は旧中区へ計上。その他は、旧区で計上。
- ・ 令和 6 年度より、1 か月児健康診査及び精密健診を医療機関に委託して個別に実施。

【表 1 7】 乳幼児健康診査の受診率（種類・年度の別）

（単位：％）

	R4		R5		R6 上半期	
		(政令市平均)		(政令市平均)		(政令市平均)
(新) 1 か月児健診	—	—	—	—	93.3	(—)
4 か月児健診	98.5	(96.9)	99.2	(96.3)	99.5	(—)
10 か月児健診	95.5	(88.3)	96.4	(92.6)	96.9	(—)
1 歳 6 か月児健診	99.9	(97.0)	101.2	(97.4)	98.7	(—)
3 歳児健診	94.5	(95.4)	96.7	(96.2)	98.2	(—)

(2) (新) 1 か月児健康診査

【表 1 8】 1 か月児健康診査の受診者数、受診率、健診結果の内訳

令和 6 年度上半期

（単位：人）

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果							里帰り
				異常なし	要観察	要精密	要治療		既医療	要支援・ 要指導	
							精神	身体			
浜松市 計	2, 268	2, 117	93. 3%	1, 785	49	54	0	17	70	2	140

【表 1 9】 1 か月児精密健康診査の交付件数・受診件数

令和 6 年度上半期

（単位：件）

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	3	3	0	3	0

(3) 4 か月児健康診査

【表 2 0】 4 か月児健康診査の受診者数、受診率、健診結果の内訳

令和 6 年度上半期

(単位：人)

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果						
				異常なし	要観察	要精密	要治療		既医療	要支援・ 要指導
							精神	身体		
浜松市 計	2,191	2,181	99.5%	1,644	223	173	0	21	117	3

【表 2 1】 4 か月児精密健康診査の交付件数・受診件数

令和 6 年度上半期

(単位：件)

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	228	218	158	50	10
【再掲】 股関節脱臼	148	145	124	21	0

(4) 10 か月児健康診査

【表 2 2】 10 か月児健康診査の受診者数、受診率、健診結果の内訳

令和 6 年度上半期

(単位：人)

	対象者数	受診者数	受診率	健診結果						
				異常なし	要観察	要精密	要治療		既医療	要支援・ 要指導
							精神	身体		
浜松市 計	2,497	2,419	96.9%	1,883	302	95	0	14	116	9

【表 2 3】 10 か月精密検査の交付件数・受診件数

令和 6 年度上半期

(単位：件)

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	90	82	25	47	10

(5) 1歳6か月児健康診査

【表24】 1歳6か月児健康診査（一般健診）の受診者数、受診率、健診結果
令和6年度上半期 (単位：人)

		対象者数	受診者数	受診率	健診結果				
					異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療
浜松市 計		2,447	2,414	98.7%	2,078	162	76	8	90
中央区	中	875	868	99.2%	749	60	29	1	29
	東	440	434	98.6%	377	21	21	2	13
	西	284	283	99.6%	249	13	5	0	16
	南	352	350	99.4%	303	22	6	1	18
浜名区	浜北	347	334	96.3%	285	32	10	0	7
	北	104	105	101.0%	80	12	4	3	6
天竜区		45	40	88.9%	35	2	1	1	1
	個別		3		0	1	0	0	2
	集団		2,411		2,078	161	76	8	88

【表25】 1歳6か月児健康診査（歯科健診）の受診者数、受診率、健診結果
令和6年度上半期 (単位：人)

		対象者数	受診者数	受診率	歯科健診の結果		
					むし歯なし	むし歯あり	1人平均 むし歯 本数
浜松市 計		2,447	2,414	98.7%	2,404	10	0.24本
中央区	中	875	869	99.3%	866	3	0.01本
	東	440	434	98.6%	431	3	0.01本
	西	284	282	99.3%	281	1	0.02本
	南	352	351	99.7%	351	0	0.00本
浜名区	浜北	347	333	96.0%	330	3	0.02本
	北	104	105	101.0%	105	0	0.00本
天竜区		45	40	88.9%	40	0	0.00本
	個別		1		1	0	0.00本
	集団		2,413		2,403	10	0.01本

【表 2 6】 1 歳 6 か月児精密健康診査の交付件数・受診件数

令和 6 年度上半期

(単位：件)

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	83	67	18	42	7

【表 2 7】 1 歳 6 か月児健康診査の事後者数、事後率、事後内訳（年度別）

(単位：人)

	受診者数	事後者数※		事後内訳							
				身体		精神		栄養		養育	
			率		率		率		率		率
R4	5,359	1,922	35.9%	232	4.3%	1,750	32.7%	4	0.1%	184	3.4%
R5	5,202	1,892	36.4%	253	4.9%	1,693	32.5%	0	0.0%	223	4.3%
R6上半期	2,414	910	37.7%	108	4.5%	825	34.2%	1	0.0%	94	3.9%

※事後者とは、1 歳 6 か月児健診従事者が支援を要すると判断した児

【表 2 8】 1 歳 6 か月児健康診査受診者数における精神事後の内訳（年度別）

(単位：人)

	受診者数	事後者数	精神事後		精神事後内訳					
					発達障がい疑い		疾病		その他	
				率		率		率		率
R4	5,359	1,922	1,750	32.7%	1,093	20.4%	51	1.0%	606	11.3%
R5	5,202	1,892	1,693	32.5%	1,076	20.7%	29	0.6%	643	12.4%
R6上半期	2,414	910	825	34.2%	557	23.1%	14	0.6%	254	10.5%

(6) 3歳児健康診査

- ・ 中央区、浜名区の一部（旧北区）において、一般、歯科ともに個別健診。浜名区の一部（旧浜北区）、天竜区においては、一般、歯科ともに集団健診。
- ・ 令和4年度より集団健診（旧浜北区・天竜区）で眼科屈折検査を実施。
- ・ 令和5年度より全ての3歳児に眼科屈折検査を受検する機会を提供するため、個別健診で眼科屈折検査未受検者を対象に集団屈折検査を開始。
- ・ 3歳児健診時に眼科屈折検査未実施の者に対して、健診から2か月後にはがきによる受検勧奨を実施。令和6年度より受検勧奨の1か月後に集団屈折検査に予約のない者に対し再勧奨を実施し、受検率向上を目指す。
- ・ 令和6年1月の区再編に伴い、三方原地区の受診者数は旧中区へ計上。その他は、旧区で計上。

【表29】 3歳児健康診査(一般健診)の受診者数、受診率、健診結果の内訳

令和6年度上半期

(単位：人)

		対象者数	受診者数	受診率	健診結果					
					異常なし	要観察	要精密	要治療	既医療	要支援・要指導
浜松市 計		2,567	2,520	98.2%	1,629	308	291	28	181	83
中央区	中	790	934	118.2%	597	79	126	8	77	47
	東	452	439	97.1%	282	57	36	9	42	13
	西	329	289	87.8%	216	25	31	1	12	4
	南	365	322	88.2%	176	59	36	3	35	13
	浜北	352	354	100.6%	231	65	48	1	8	1
	北	236	136	57.6%	89	23	8	4	7	5
	天竜区	43	46	107.0%	38	0	6	2	0	0
	個別	2,172	2,122	97.7%	1,362	243	237	25	173	82
	集団	395	398	100.8%	267	65	54	3	8	1

【表30】 3歳児健康診査(眼科屈折検査)の実施者数、検査結果の内訳

令和6年度上半期

(単位：人)

	対象者数	受診者数	屈折検査		屈折検査結果			
			実施	未実施	異常なし	異常あり	判定不能	実施不可
個別	2,172	2,122	1,830	292	1,651	169	3	7
集団	395	398	398	0	365	31	2	0
計	2,567	2,520	2,228	292	2,016	200	5	7

【表 3 1】 3 歳児健康診査(眼科屈折検査)の個別健診未実施者の受検状況

令和 6 年度上半期

(単位：人)

屈折検査 未実施者	集団屈折検査						集団屈折検査対象外					
	受検		受検予定		未受検		要精密		既医療		その他	
		率		率		率		率		率		率
292	130	44.5%	23	7.9%	116	39.7%	7	2.4%	12	4.1%	4	1.4%

※令和 6 年 11 月末時点

【表 3 2】 3 歳児健康診査(眼科屈折検査)の集団屈折検査実施状況

令和 6 年度上半期

(単位：人)

	開催回数	受検者数	検査結果			
			異常なし	異常あり	判定不能	実施不可
浜松市計	4回	148	131	15	2	0

※令和 6 年 9 月末時点

【表 3 3】 3 歳児精密健康診査の交付件数・受診件数

令和 6 年度上半期

(単位：件)

	交付件数	受診件数	精密健診結果		
			異常なし	要観察	要医療
浜松市 計	403	352	116	158	78
【再掲】眼科	211	181	25	98	58

・眼科精密健診の結果から、要観察および要医療となった者(156 人)のうち、65 人に弱視の診断または眼鏡の処方されていることが確認できた。これは 3 歳児健康診査受診者の 2.57%(約 50 人に 1 人)にあたる。

【表 3 4】 3 歳児健康診査(歯科健診)の受診者数、受診率、健診結果の内訳

令和 6 年度上半期

(単位：人)

			対象者数	受診者数	受診率	歯科健診の結果			
						むし歯なし	むし歯あり	1人平均むし歯本数	不正咬合
浜松市	計		2,567	2,185	85.2%	1,999	186	0.24本	452
	中央区	中	790	647	81.9%	600	47	0.21本	134
		東	452	370	81.9%	342	28	0.17本	93
		西	329	247	75.1%	227	20	0.22本	52
		南	365	288	78.9%	258	30	0.34本	76
	浜名区	浜北	352	353	100.3%	321	32	0.28本	41
		北	236	234	99.2%	212	22	0.22本	48
	天竜区		43	46	107.0%	39	7	0.59本	8
	個別		2,172	1,786	82.2%	1,639	147	0.23本	403
	集団		395	399	101.0%	360	39	0.31本	49

(7) 3歳児健康診査における診察所見の内訳（主に発達に関する内容を抜粋）

【表35】 3歳児健康診査における有所見者の診察所見

（単位：人）

		R5		R6上半期	
			率		率
言語 発達	言語の遅れ	271	5.0%	123	4.9%
	発音	83	1.5%	40	1.6%
	吃音	12	0.2%	6	0.2%
	その他	57	1.0%	28	1.1%
情緒 行動 発達	視線のあいにくさ	94	1.7%	31	1.2%
	対人関係	158	2.9%	93	3.7%
	チック	8	0.1%	4	0.2%
	多動	207	3.8%	90	3.6%
	その他	103	1.9%	71	2.8%
生活	睡眠の異常	28	0.5%	22	0.9%
	食習慣の問題	33	0.6%	20	0.8%
	生活習慣の問題	25	0.5%	30	1.2%
	その他	26	0.5%	26	1.0%
子育て	養育者の健康問題	17	0.3%	3	0.1%
	養育不安	53	1.0%	17	0.7%
	その他	33	0.6%	15	0.6%

(8) 乳幼児健康診査における保護者の状況

【表36】 健やか親子21指標の全国共通問診項目（一部抜粋）（複数回答）

令和6年度上半期

（単位：件）

	4か月児	1歳6か月児	3歳児
しつけのしすぎ	5	31	43
感情的に叩く	10	52	80
乳幼児だけを残して外出	4	6	9
長時間食事を与えない	1	0	0
感情的な言葉で怒鳴る	41	354	706
口をふさぐ	4	12	
激しく揺さぶる	2	1	

（単位：人）

（参考）受診者数	2,181	2,414	2,520
----------	-------	-------	-------

【表37】 表34の項目に1つでも該当すると答えた親の割合

（単位：%）

	R4	R5	R6上半期	※全国
4か月児	2.6	3.1	2.5	6.4
1歳6か月児	17.1	15.8	16.6	17.3
3歳児	32.8	32.2	31.9	32.7

※令和3年度全国調査結果

3. 訪問指導

(1) こんにちは赤ちゃん訪問

- ・ こんにちは赤ちゃん訪問は 100%の実施を目指している。
- ・ 訪問未実施の理由
 - ① 未熟児や疾病等にて長期入院のため、生後 4 か月を経過してしまう。
(退院後、乳幼児訪問として地区担当保健師が訪問を実施している。)
 - ② 訪問拒否 (第 2 子なので、育児経験がある、感染症の不安や心配 等)

【表 3 8】 出生数及びこんにちは赤ちゃん訪問実人数 (単位：人)

	R4		R5		R6上半期	
		実施率		実施率		実施率
出生数	5,038	-	4,730	-	2,276	-
訪問数 (こんにちは赤ちゃん)	5,009	99.4%	4,685	99.0%	2,150	94.5%
助産師	3,776	-	3,396	-	1,541	-
保健師	1,233	-	1,289	-	609	-
継続支援者数	1,000	-	1,060	-	564	-
継続支援者割合	20.0%		22.6%		26.2%	

※出生数は年度内に出生した者、訪問数は年度内に訪問した者を報告。

(2) 妊産婦乳幼児訪問

- ・ 令和 4 年 6 月から「妊婦訪問支援事業」を開始。継続支援が必要なハイリスク妊婦に対して、地区担当保健師が家庭訪問で育児用品等の配布を行いながら継続支援を実施。
- ・ 妊産婦の訪問件数に「妊婦訪問支援事業」(実人数 44 人、延人数 55 人)の件数が含まれる。

【表 3 9】 妊産婦乳幼児訪問延人数 (単位：人)

	R4	R5	R6上半期
訪問数 (妊産婦乳幼児)	13,645	14,338	7,079
妊産婦	2,933	3,642	1,767
母性・父性	2,749	2,897	1,231
乳幼児	7,799	7,565	3,998
思春期	152	227	74
心身障害児	12	7	9

4. 出産・子育て応援事業

- ・ 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、経済的支援である出産・子育て応援交付金を一体的に実施する。
- ・ 伴走型相談支援として3回（妊娠届出時、こんにちはマタニティ訪問、こんにちは赤ちゃん訪問）の面談を実施する。

（1）出産・子育て応援交付金

- ・ 妊娠届出時の面談後に、出産応援交付金（妊婦1人につき5万円）を支給する。
- ・ こんにちは赤ちゃん訪問後に、子育て応援交付金（子1人につき5万円）を支給する。

【表40】 出産・子育て応援交付金交付件数 (単位:件)

	R4	R5	R6上半期		
			対象者数 (A)	交付件数 (B)	割合 B/A
出産応援交付金	57.1%	98.9%	2,183	2,190	100.3%
子育て応援交付金	59.7%	96.8%	2,276	2,187	96.1%

※交付金を受給できる者は以下の通りとなる。

- ・ 出産応援交付金：令和5年2月1日以降に妊娠届出を行った妊婦
- ・ 子育て応援交付金：令和5年2月1日以降に出生した児（こんにちは赤ちゃん訪問実施済）

※対象者数は当該年度の妊娠届出数及び出生数とし、交付件数は当該年度の申請数とする（前年度以前に妊娠届出又は出生した者の申請を含む）。

※子育て応援交付金は、こんにちは赤ちゃん訪問後に申請となる。

※令和6年2月末に受付終了した遡及対象者（令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届出・出生し交付金の対象となった者）の申請割合は、出産応援交付金98.8%、子育て応援交付金99.8%となった。

(2) こんにちはマタニティ訪問事業

・妊娠8か月頃の妊婦を対象に、家庭訪問などで面談の機会を設け、心身の状況や出産準備などの助言や子育て支援に関する情報提供を行うことにより、安心して妊娠、出産、育児ができることを目的として実施。

・妊娠6か月から7か月に案内通知を発送し、妊娠8か月頃から出産前までの間に助産師や保健師が家庭訪問などを実施。

・令和5年5月に令和5年8月出産を迎える方から順次実施している。

(訪問未実施の理由)

① 切迫早産などで入院中や既に里帰りをしている。

② 訪問拒否(心配していることはない、家に訪問されることが苦手など)

※訪問できない場合は、電話でできるだけ聞き取りや相談を実施。

【表4-1】 こんにちはマタニティ訪問 発送数及び実人数

(単位：人)

	R4		R5		R6上半期	
		実施率		実施率		実施率
対象者数	—	—	4,314	—	2,334	—
実施者数	—	—	3,563	82.6%	2,221	95.1%
訪問件数(こんにちはマタニティ)	—	—	3,146	72.9%	2,055	88.0%
助産師	—	—	2,546	—	1,688	—
保健師	—	—	600	—	367	—
電話件数(こんにちはマタニティ)	—	—	417	9.7%	166	7.1%
助産師	—	—	336	—	123	—
保健師	—	—	81	—	43	—
継続支援者数	—	—	521	—	504	—
継続支援者割合	—		14.6%		22.7%	

・訪問の結果、継続支援が必要と判断された方は504人(22.7%)おり、そのうち128人は「こんにちはマタニティ訪問」を契機に支援を開始している。

・新規で支援が必要と判断された理由(重複回答あり)は、①妊婦自身がメンタルヘルスを受けたことがある(27.6%)、②うつ等の二質問に該当(25.0%)、③身近に育児支援者・相談者がいない(18.6%)であった。

5. 予防接種関係

子どもを対象とする予防接種を実施することにより、感染症の発生及びまん延を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。

(1) 定期予防接種及び任意予防接種

【表 4 2】 定期予防接種 接種率 (単位：%)

	R4	R5	R6 上半期
ロタウイルス	95.0	91.8	46.1
ヒブ	96.6	93.2	3.7
小児用肺炎球菌	96.5	93.3	46.8
B型肝炎	96.2	93.9	47.1
5種混合	—	—	26.8
4種混合	93.1	97.3	21.5
ジフテリア・破傷風混合第2期	76.5	73.4	31.8
B C G	96.8	91.4	49.4
麻しん・風しん混合第1期	92.6	94.2	45.0
麻しん・風しん混合第2期	94.0	94.3	43.2
水痘	88.8	92.7	44.4
日本脳炎第1期	104.5	107.9	55.9
日本脳炎第2期	91.5	92.0	43.9
H P V (子宮頸がん予防)	6.1	4.1	4.6

※接種率の対象者数は、各年度の標準接種年齢を基準とする。

※5種混合は、令和6年4月1日から定期接種を実施。

※日本脳炎は、特例対象者の接種を含まない。

※HPV接種率は、13歳の2回目接種者数/13歳女子人口により算出。

(2) 子宮頸がん予防の取り組み

① 思春期教室（希望のあった中学の2年生対象に実施。）

- ・テキストに、子宮頸がんの原因、がん検診の必要性、予防の大切さを記載。
(テキストは浜松市内の全ての中学2年生に配布。配布数約4,300部)。

② 未来の自分を考える講座

- ・講義やリーフレットで、がん検診の必要性を説明し、20歳からの受診を勧奨。

③ 子宮頸がん検診

- ・20歳の女性の方に対して、子宮頸がん検診無料クーポン券を3,585人に送付。
(子宮頸がん検診受診の必要性について記載したがん検診手帳を同封。)
- ・「LINEを活用した女性特有のがん検診受診率向上対策事業」により、若年層の多くが利用しているLINEを活用した受診勧奨等を実施。
- ・検診未受診者に、年度途中で受診勧奨通知を送付、希望者への休日検診を実施。

【表 4 3】 子宮頸がん検診 受診率 (20～39歳) (単位：%)

	R4	R5	R6 上半期
受診率	12.8	13.1	6.6

※受診者数/年間対象者数にて算出

6. 医療費助成関係

(1) 未熟児養育医療費

- ・ 出生時体重が 2,000 g 以下または生活力が特に薄弱な子どもの入院医療費を助成。

【表 4 4】 未熟児養育医療 承認延件数

(単位:件)

	R4	R5	R6上半期
承認数	163	141	72

(2) 自立支援医療費（育成医療）

- ・ 身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療を給付するため、医療費の一部を助成。子ども医療費助成制度において自己負担金の払い戻しが受けられる（令和元年 10 月より高校生世代まで対象が拡大）。
- ・ 令和 6 年度上半期の承認数のうち、78%は「音声・言語・そしゃく機能」の障害である。

【表 4 5】 自立支援医療（育成医療） 承認延件数

(単位:件)

	R4	R5	R6上半期
承認数	100	68	32

(3) 小児慢性特定疾病医療費

- 慢性疾患により長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、厚生労働大臣が定めた疾患に罹った場合、医療費の一部を助成。子ども医療費助成制度において自己負担金の払い戻しが受けられる（令和元年10月より高校生世代まで対象が拡大）。
- 令和4年4月1日から、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、18歳以上を「成年患者」とした。成年患者は本人名義での申請手続きが必要になった。
- 令和5年10月から児童福祉法の改正に伴い、医療費助成の支給開始日がこれまでの申請日から「疾病の状態の程度を満たしていることを診断した日等[※]へ遡ることが可能になった。

※前倒し期間は原則として申請日から1か月。ただし、診断日から1月以内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由があるときは最長3か月まで延長可能。

- 令和6年4月1日より、成長ホルモン治療を行うための基準が廃止された。それに伴い、申請時に提出いただいていた成長ホルモン治療用意見書の提出は不要となった。

【表4-6】 小児慢性特定疾病医療 承認延件数

(単位:件)

	R4	R5	R6上半期
新規承認数	134	116	53
継続承認数	663	652	667

(4) (新) 不妊治療費（先進医療費）助成事業

- ・ 体外受精及び顕微授精を行う際に、保険適用された治療と併用して自費で実施された「先進医療」にかかる費用の一部を補助。令和6年度から静岡県内で統一事業として助成を開始。
- ・ 生殖補助医療のうち先進医療として官報告示されている医療が対象。
- ・ 1回の治療期間に対し5万円を上限に、自己負担額の10分の7以内の額を助成。

【表4-7】 不妊治療費（先進医療費）助成事業 助成延件数 (単位:件)

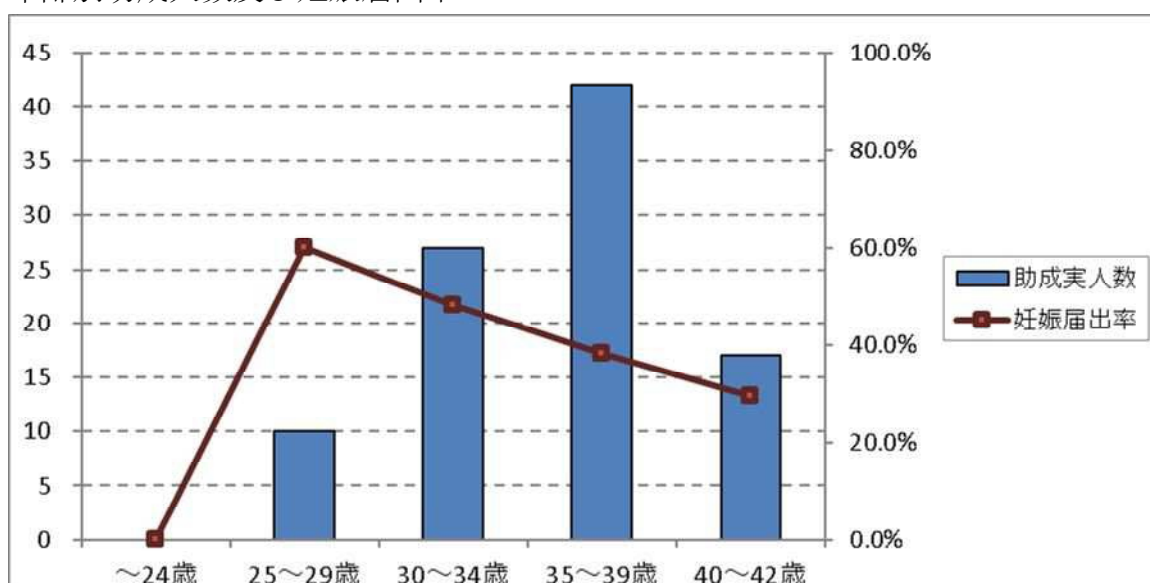
	R4	R5	R6 上半期
補助金助成件数	-	-	105

【表4-8】 令和6年度上半期 不妊治療費（先進医療費）助成対象者に対する妊娠届出者数

(単位:人)

年齢	助成実人数 A	妊娠届出者数 B	助成人数あたり 妊娠届出率 B/A
合計	96	40	41.67%
～24歳	0	0	0.00%
25～29歳	10	6	60.00%
30～34歳	27	13	48.15%
35～39歳	42	16	38.10%
40～42歳	17	5	29.41%

年齢別助成人数及び妊娠届出率



(5) 不育症治療支援事業

- ・ 不育症治療（助成対象の検査・治療のみ。医療保険適用外のみ）に要した費用の一部を補助。平成 29 年度から、助成を開始。
- ・ 1 夫婦に対し 24 万 5 千円を上限に、自己負担額の 10 の 7 以内の額を助成。
- ・ 令和 4 年 4 月より先進医療として実施されるものを対象に検査費用の一部を助成することを開始。
- ・ 令和 4 年 12 月に「流死産検体を用いた遺伝子検査（次世代シーケンサーを用いた流死産絨毛・胎児組織染色体検査）」が先進医療として位置づけられた。

【表 4 9】 不育症治療支援事業 助成延件数 (単位:件)

	R4	R5	R6 上半期
補助金助成件数	30	20	14

Ⅱ 令和6年度上半期 浜松市児童福祉事業 事業実績報告

1. 子育て支援ひろば事業

- ・妊婦や概ね3歳未満の乳幼児とその保護者が気軽に立ち寄ることができる場を提供し、育児相談・発達に応じた遊びの紹介等を行い、安心して子育てができる環境を整備することで、地域の子育て支援の充実を図る。
- ・委託事業として概ね週4～6日、市内の保育所等で開催し、地域の実情に応じて加算事業※¹を実施している。
- ・令和6年度上半期の参加人数は、0歳児・1歳児がこども全体の75%を占めている。令和6年度から一部のひろばで講習会を休日実施していることや、父親の育休取得者が増えていることなどから、父親のひろば利用が、令和5年度4,784人から令和6年度2,626人へ増加している。

【表50】 子育て支援ひろばの実施状況

		R4	R5	R6 上半期
会場数		25 か所	25 か所	25 か所
参加人数 (延)	0歳児	28,239 人	29,470 人	16,289 人
	1歳児	29,562 人	34,801 人	16,182 人
	2歳児	15,456 人	16,457 人	8,174 人
	3歳児	3,816 人	4,070 人	1,103 人
	3歳児以上	2,820 人	2,832 人	1,143 人
	小学生	722 人	962 人	335 人
	妊婦※ ²	4,389 人	4,473 人	2,426 人
	保護者	69,331 人	77,209 人	38,811 人
	計	154,335 人	170,274 人	84,463 人
1回の平均参加組数		11.6 組	12.4 組	12.4 組

※1 【加算事業】(プラスサポート)

地域の実情や利用者のニーズに応じて、よりきめ細やかな支援として実施する。

- ・出張ひろば…子育て支援ひろばを常設できない地域に、親子が集う場を週1回開設する。
- ・妊婦支援…助産師による相談や先輩ママとの交流を通し、出産や育児の不安を和らげる。
「妊婦さんと家族のための講座」と名称を変え妊婦だけでなくその家族の参加を促すようにする。(令和6年度から変更)
- ・発達支援…こどもの発達について専門知識を有する者が相談に応じる。
- ・多世代支援…祖父母を対象にした孫や子育て中の親とのかかわり方の講座や相談、就学前の幼児のいる保護者や多胎児の保護者を対象にした講座や相談に応じる。
- ・外国人支援…通訳を介しての相談や地域の親子との交流を促す。
- ・長期休暇支援…園や学校の長期休暇時に小学生までの親子がひろば利用できる。
- ・講習会の休日実施…両親が共に参加しやすくなるように、休日に育児参加促進に関する講習会を実施する。(令和6年度から実施)

※2 妊婦(初妊婦及び経産婦)

2. 子育て世帯訪問支援事業

- 令和6年4月に施行された改正児童福祉法により、子育て世帯に対して家事や育児に係る援助等の支援を行う子育て世帯訪問支援事業が新設され、はますくヘルパー利用事業、養育支援ヘルパー利用事業を子育て世帯訪問支援事業に位置付けた。

(1) はますくヘルパー利用事業

- 妊娠中又は出産後3年未満の時期にあつて、日中身近に支援者がなく、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭に、はますくヘルパーが訪問し、家事又は育児の負担軽減をする。
- 令和5年度(R5.3.31～)からオンライン申請を開始したことで、早期登録・利用の促進につながっている。
- 令和6年度からは、事業対象者を「妊娠中から1歳未満の乳幼児を養育している保護者」から「妊娠中から3歳未満の乳幼児を養育している保護者」へ、合計利用時間を50時間から75時間(多胎児・未熟児養育医療対象児、障がい児等は150時間)へ、公費負担額を1時間あたり1,050円から1,500円へ拡充した。その結果、令和6年度上半期の利用者数は令和5年度よりも上回っている。

【表5-1】 新規登録者数、申請時期

(単位：人)

		R4	R5	R6 上半期
新規登録者数		377	336	237
	多胎、未熟児養育医療対象児を養育している場合	24	18	5
申請時期	妊娠中	246	227	102
	出産後	131	109	135

【表5-2】 利用者数

(単位：人)

	R4	R5	R6 上半期
利用者数	167	171	173

(2) 養育支援ヘルパー利用事業

- 家事・育児等に対して不安や負担を抱えている子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を養育支援ヘルパーが訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。
- 令和5年度より本事業の対象を「身体的・精神的負担があるヤングケアラーのいる世帯」にも拡大し、令和5年度、令和6年度の上半期、それぞれ1世帯ずつ養育支援ヘルパーによる訪問支援を実施した。

【表 5 3】 養育支援ヘルパーによる訪問件数 (単位：件)

	R4	R5	R6 上半期
訪問件数(実)	16	19	18
訪問回数(延)	344 回	334 回	299 回

【表 5 4】 養育支援ヘルパーによる支援対象区分※ (単位：件)

	R4	R5	R6 上半期
特定妊婦	2	5	3
要支援児童	6	5	2
要保護児童	8	7	11
復帰後家庭	－	0	0
ハイリスク妊婦	－	1	1
要対協以外の支援が必要な児童	－	0	0
ヤングケアラー家庭	－	1	1
計	16	19	18

3. 養育支援訪問事業

- ・令和 6 年 4 月に施行された改正児童福祉法により養育支援訪問事業は保健師・助産師・保育士等による専門的な相談支援に特化された。妊娠期からの事業導入が 4 割を占める中、早期からの支援にて対象者との関係構築、出産準備支援、子育てに対する不安の傾聴、出産後の具体的な養育指導、子育て支援策の提供等、対象世帯の個別の課題に応じた幅広い支援を実施している。

【表 5 5】 養育支援訪問員による訪問件数 (単位：件)

	R4	R5	R6 上半期
訪問件数(実)	67	74	50
訪問回数(延)	775 回	753 回	368 回

【表 5 6】 養育支援訪問員による支援対象区分※ (単位：件)

	R4	R5	R6 上半期
特定妊婦	6	21	15
要支援児童	40	41	22
要保護児童	21	6	4
復帰後家庭	－	0	0
ハイリスク妊婦	－	3	6
要対協以外の支援が必要な児童	－	3	3
ヤングケアラー家庭	－	0	0
計	67	74	50

※支援対象区分

特定妊婦…出産後の養育について出生前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
要支援児童…乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

要保護児童…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
復帰後家庭…児童養護施設等の退所又は里親委託終了により、児童が復帰した後の家庭

ヤングケアラー家庭…身体的・精神的負担があるヤングケアラーのいる家庭で支援が必要と認められる家庭

4. 発達支援広場事業（たんぽぽ広場）

- ・1歳6か月児健康診査等で言葉の遅れや対人面の問題があり、発達障がい疑われる幼児に早期療育的アプローチを行うとともに、保護者に対し幼児にとって適切な働きかけができるよう支援する。
- ・委託事業として概ね週1回、センター型8会場、施設型3会場で実施している。センター型は、親子が通所しやすい保健センター等の会場にて母子愛着の形成、集団生活への適応などを促すプログラムを実施する。
- ・施設型は、発達の課題に応じた対応に考慮しながら、参加児やその保護者が就園に向けた生活の準備ができるよう、生活習慣の習得や集団生活への適応などを促すプログラムを実施する。
- ・参加者アンケートでは95%以上が「発達支援広場に参加してよかった」、「スタッフからこどもの発達や関わり方を学ぶことができた」と回答している。

【表57】 センター型の参加状況

(単位:人)

	R4	R5	R6 上半期
参加児数(実)	341	333	226
参加児数(延)	3,376	3,462	1,641

【表58】 施設型の参加状況

(単位:人)

	R4	R5	R6 上半期
参加児数(実)	209	185	155
参加児数(延)	2,996	3,181	1,226

5. 発達障害者支援センター運営事業（発達相談支援センター「ルピロ」）

- ・電話相談、来所相談などにより、発達障がい児（者）及びその疑いがある児（者）とその家族等に対し、適切な情報提供や関係機関の紹介を実施するとともに、関係機関との連携を随時行い、対象者への支援を図っている。
- ・また、発達障害に関する講演会、研修会等で啓発を図るとともに、関係機関に対し技術支援を行う等、総合的な支援を行っている。
- ・研修等の成果として、園や学校における発達障がい児対応ができるようになったことにより、令和6年度の相談者数は前年度と比較して減少傾向である。
- ・相談者の年齢層の割合には大きな変化はみられない。

【表 5 9】 相談件数 (延件数)

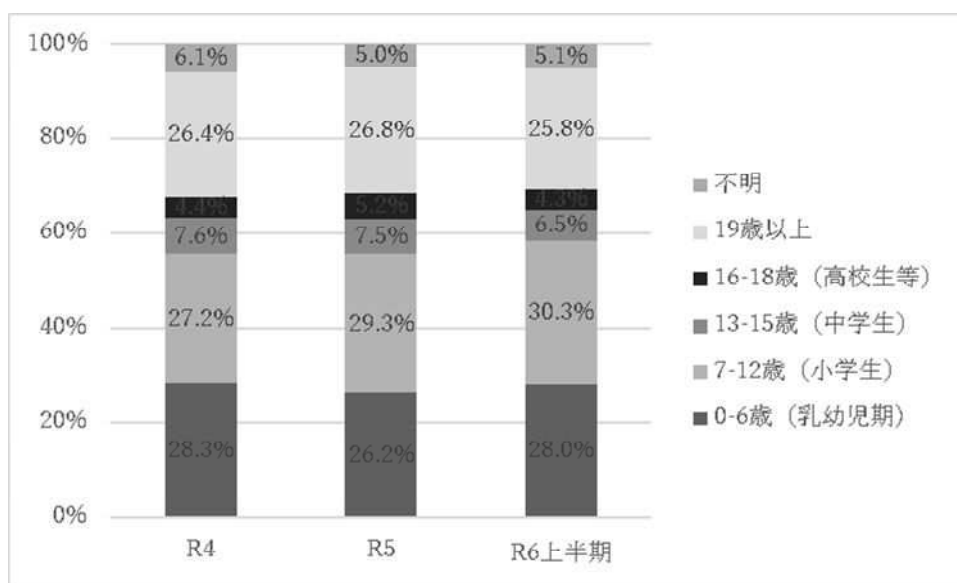
(単位：件)

	R4	R5	R6 上半期
相談件数(延)	5,357	5,704	2,352

【表 6 0】 相談者の年齢構成 (実人数)

(単位：人・%)

	R4		R5		R6 上半期	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0-6 歳(乳幼児期)	383	28.3	359	26.2	224	28.0
(0-3 歳(乳幼児前期))	(100)	(7.4)	(83)	(6.1)	(36)	(4.5)
(4-6 歳(乳幼児後期))	(283)	(20.9)	(276)	(20.1)	(188)	(23.5)
7-12 歳 (小学生)	368	27.2	402	29.3	242	30.3
13-15 歳 (中学生)	103	7.6	103	7.5	52	6.5
16-18 歳(高校生等)	60	4.4	71	5.2	34	4.3
19 歳以上	357	26.4	368	26.8	206	25.8
不明	82	6.1	68	5.0	41	5.1
計	1,353	100	1,371	100	799	100



Ⅲ 浜松市の出生数について

1 浜松市の現状

浜松市の出生数は年々減少しており、減少率においても増加傾向である。

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
出生数（人）	7,209	7,002	7,137	6,982	6,647	6,756	6,558	6,244
減少率	-	2.87	△ 1.93	2.17	4.80	△ 1.64	2.93	4.79

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 見込
出生数（人）	6,023	5,560	5,365	5,122	4,945	4,561	4,552
減少率	3.54	7.69	3.51	4.53	3.46	7.77	0.20



※厚生労働省人口動態統計に基づき作成

※減少率算出方法：前年出生数からの当年減少数÷当年出生数×100

※2024 年見込：2024 年上半期実績 2,276 人×2

妊娠届出数においても、同様に年々減少している。

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
妊娠届出数（件）	7,102	7,026	7,012	6,541	6,406	6,008
減少率	-	1.07	0.20	6.72	2.06	6.21

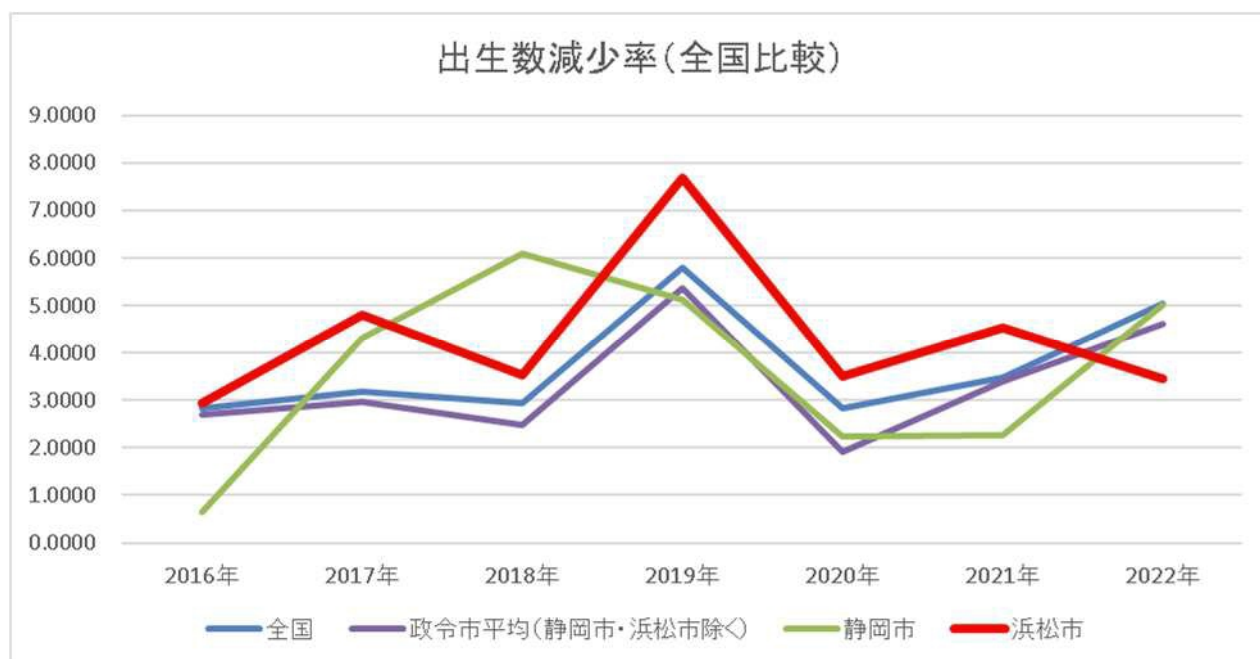
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年 見込
妊娠届出数（件）	5,734	5,475	5,249	4,872	4,733	4,366
減少率	4.56	4.52	4.13	7.18	2.85	7.75



※2024 年見込：2024 年上半期実績 2,183 件×2

2 全国比較

全国、政令市、静岡市及び浜松市の減少率は以下の通りとなる



※政府統計の総合窓口（e-Stat）に基づき作成

2016～2021 年は全国、他政令市と比べて浜松市の減少率は高い数値となっているが、2022 年は全国、他政令市と比べて浜松市の減少率は低い数値となっている。

3 浜松市の取組

- ・市長を中心とした地方創生推進会議の開催
- ・少子化対策連絡会

庁内 23 課の所属長・職員が参加し、既存の事業に限らず、新規事業の提案等も含めて少子化対策の事業について検討。

Ⅳ 令和5年度 産後ケア事業 実績報告

1. 目的

退院直後等、支援の必要な母子を対象として、医療機関・助産所にて、心身のケアや育児のサポート等を提供し、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る。

2. 対象者

- ・浜松市内に居住する、産後1年未満の母親とその乳児であり、支援を必要とする方。
- ・なお、令和3年度より、里帰り等により浜松市に住民登録がないが、一時的に市内に居住している方も利用可能としている。

3. 利用実績について

(1) 利用者数

(単位：人)

	全体		【再掲】里帰り者等	
	実人数	延人数	実人数	延人数
宿泊型	393	1,372	41	46
デイサービス型（1日）	108	165	11	23
デイサービス型（短時間）	1,170	2,364	117	243
訪問型	282	579	32	72
産後ケア利用実人数	1,604		166	

※宿泊型とデイサービス型（1日）の延人数は、利用延日数。

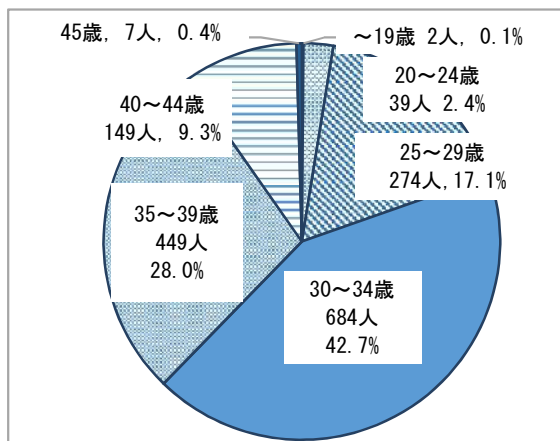
利用実人数は1,604人で、令和4年度の1,573人より約1.1倍の伸び率だった。また、里帰り者等の利用は、166人と全体の約1割であった。

(2) 申請理由について（複数回答可）

	総計	割合
授乳について不安がある	1,418人	66.0%
自分の体調が優れない	421人	19.6%
育児方法について相談したい	195人	9.1%
家族などから援助が受けられない	104人	4.8%
双子のため混合からミルクに移行するフォロー	3人	0.1%
母乳外来利用のため	3人	0.1%
休息を取りたい	3人	0.1%
乳腺炎時の対応のため	2人	0.1%
NICUで入院の為、母子同室できなかった	1人	0.0%
総計	2,150人	100.0%

産後ケア事業を利用する目的として、「授乳についての不安」を理由に申請した方が1,418人、66.0%と最も多かった。

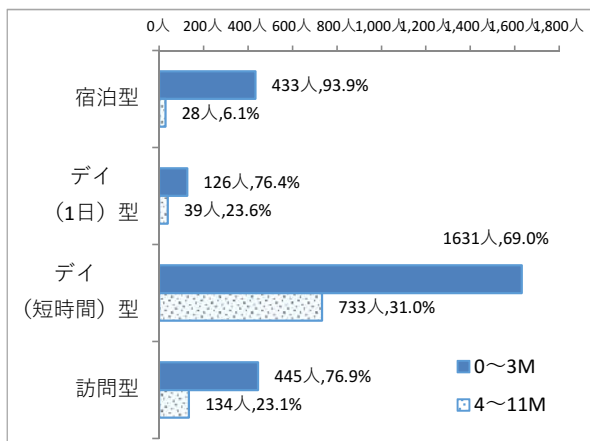
(3) 利用者の年代別割合



※利用実人数に対する割合。(n=1,604)

利用者の年齢は、30~34 歳が約 4 割と最も多く、次いで 35~39 歳、25~29 歳が多かった。

(3) 利用時の児の月齢



※複数のサービスを利用した場合は、利用毎の児の月齢をカウント。(n=3,569)

児の月齢が 0~3 か月で利用する方がすべてのサービスで多かった。また、4~11 か月の利用は、デイ (短時間) 型及び訪問型に多く見られた。

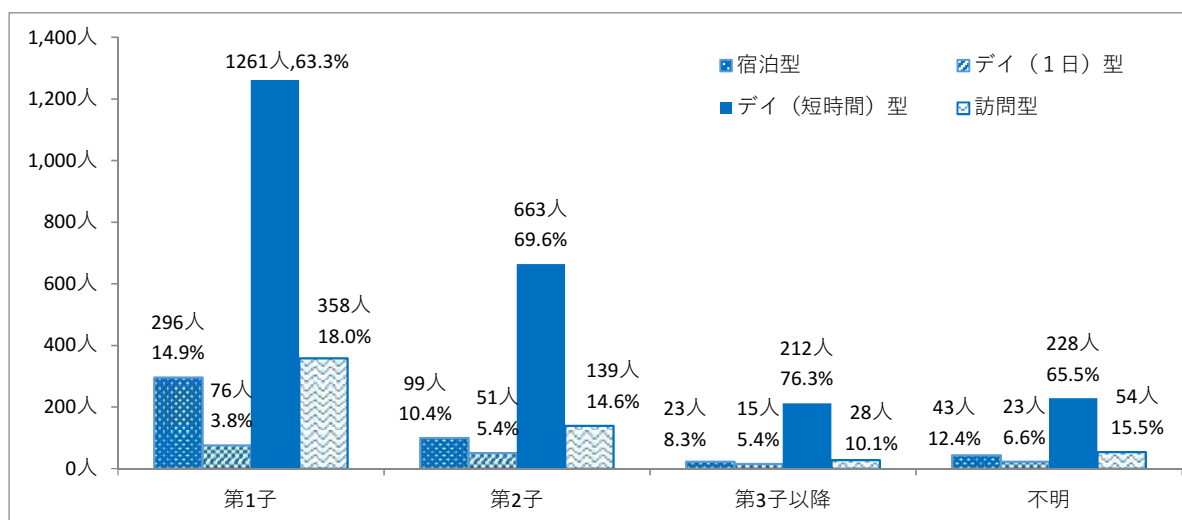
(4) 利用者の児の出生順位別数

	第1子	第2子	第3子以降	不明	総計
総 計	847人	465人	137人	155人	1,604人
割 合	52.8%	29.0%	8.5%	9.7%	100.0%

※利用実人数に対する割合。不明は里帰り者等で出生順位が確認できない方。

※こんにちは赤ちゃん訪問時に把握した出生順位を表記。

【利用サービス別 延利用人数】

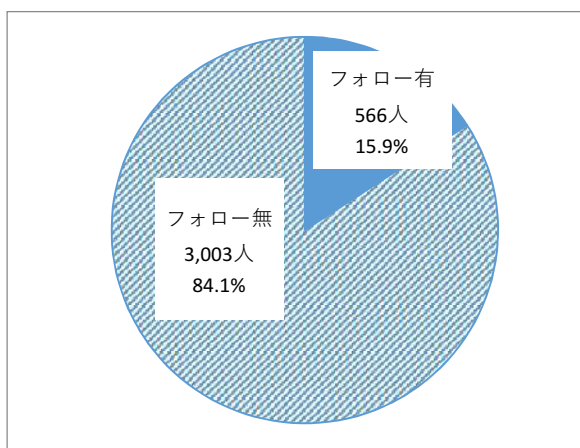


※複数のサービスを利用した場合は、利用毎にカウント。(n=3,569)

児が第1子の時の利用が、1,991人、55.8%と最も多かった。また、サービス別にみても、どのサービスも第1子の利用が多かった。

(5) 延べ利用回数における要フォロー者について

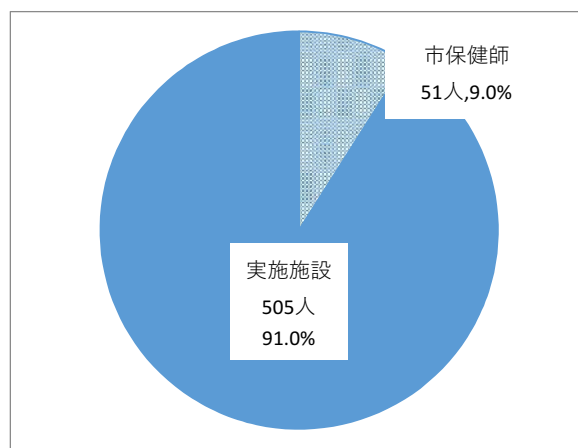
【フォローの有無】



※複数のサービスを利用した場合は、利用毎にカウント。(n=3,569)

サービス利用後に、何らかの支援が必要と判断された方は、566 人、15.9%だった。

【フォロー者の内訳】



※フォロー有の中の割合。(n=566)

フォロー有となった 566 人の支援先として、保健師フォローが 51 人、9.0%であり、505 人、91.0%は実施施設内でフォローを継続していた。

3. まとめ

- 令和 5 年度の出生数に対する産後ケア事業の利用率は 33.9%であり、全国の平均利用率 (R4:10.5%) と比較しても非常に高く、当市において産後ケア事業が出産後の母子に対する育児支援として広がってきている。
- 令和 5 年度から実施施設の連絡会を開催している。連絡会を通じて、より質の高いケアの提供及び丁寧な関係機関連携を図っていく。
- 令和 6 年度からは、オンラインでの申請受付の開始、利用者負担額の軽減、市民が市外で産後ケア事業を受けた際の償還払い制度の導入を行い、サービスの利便性を図ったことから、より一層の利用促進につながることが期待される。
- 今後も利用者のニーズを把握しながら、安心して育児ができるよう、支援体制の整備を図っていきたい。

V 令和5年度 こんにはマタニティ訪問事業 実績報告

1. 目的

妊娠 8 か月頃の妊婦を対象に、家庭訪問などで面談の機会を設け、心身の状況や出産準備などの助言や子育て支援に関する情報提供を行うことにより、安心して妊娠、出産、育児ができることを目的として、令和5年5月から実施。

2. 対象者

浜松市内に居住する、すべての妊婦

3. 実績について

(1) 訪問件数等

(単位：人)

	R5	
		実施率
対象者数	4,314	-
実施者数	3,563	82.6%
訪問件数（こんにはマタニティ）	3,146	72.9%
助産師	2,546	-
保健師	600	-
電話件数（こんにはマタニティ）	417	9.7%
助産師	336	-
保健師	81	-
継続支援者数	521	-
継続支援者割合	14.6%	

※対象者数は令和5年4月から令和6年2月に案内通知を送付した人数。

（令和5年5月～令和6年3月訪問対象者）

訪問、電話を合わせると、実施率は82.6%であった。

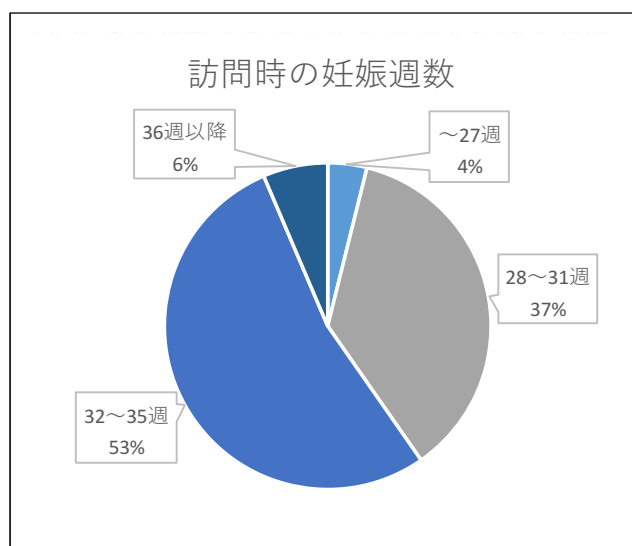
なお、訪問等の結果、継続支援が必要な者の割合は14.6%であった。

（訪問未実施の理由）

- ① 切迫早産等で入院中
- ② 市外、国外（外国籍妊婦の場合）に里帰りをしている
- ③ 訪問拒否（心配していることはない、家に訪問されることが苦手など） 等

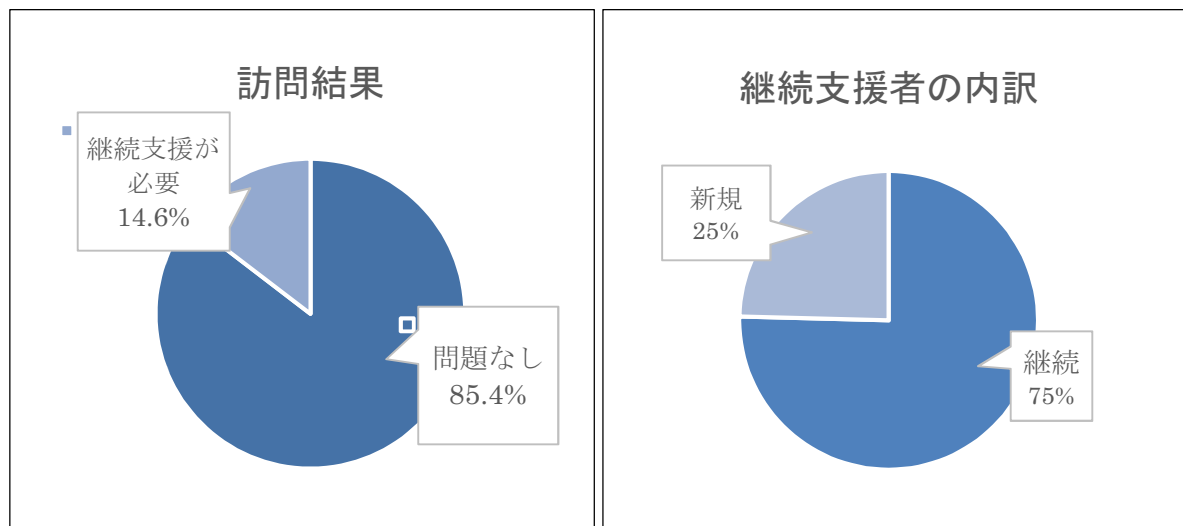
※訪問できない場合は、可能な範囲で電話での聞き取りや相談を実施。

(2) 訪問時の妊娠週数



訪問時の妊娠週数は32～35週が53%と最も高く、続いて28～31週が37%、36週以降が6%であった。

(3) 訪問後の継続支援について



訪問等の結果、継続支援が必要と判断されたケースは対象者の14.6%であった。
継続支援が必要と判断された者のうち、25%がこの「こんにちはマタニティ訪問」をきっかけに支援が開始されている。

【マタニティ訪問をきっかけに継続支援を開始した主な理由】

- ・親子（母子）健康手帳交付時には申し出がなかったが、精神疾患の既往歴があることが判明した
 - ・うつのスクリーニング検査に該当、妊娠経過に伴い精神面の不調を来している
 - ・家族の関係性や健康状態、夫婦の関係性の変化
 - ・胎児異常が発覚し、妊婦の不安が大きい
- 等

4. まとめ

- ・事業開始1年目（令和5年5月～令和6年3月の11か月間）における「こんにちはマタニティ訪問」の実施率は80%以上であった。
- ・訪問の結果、継続支援が必要と判断された方のうち、この事業をきっかけに新たに支援を開始した方が25%に上った。
- ・妊娠中に助産師・保健師の専門職が市内の全妊婦宅へ訪問し、相談や支援を実施するという本事業は全国的に希少であるが、訪問時に対象者の不安や思いに傾聴する中で、親子（母子）健康手帳交付時には顕在化していなかった問題や課題を把握し、対象者それぞれのニーズに合わせた支援ができる貴重な機会となっている。
- ・事業開始2年目を迎え、今後も引き続きはまずくノートを用いながら親子（母子）健康手帳交付時に全妊婦へ周知して実施率の向上を図るとともに、安心して出産・育児に望むことができるような支援へ繋げていきたい。

VI 産科・精神科・行政等の連携

1 目的

産科医療機関・精神科医療機関・行政等の連携を強化し、メンタルヘルス不調の妊産婦等に対し、他機関・多職種による切れ目のない支援を行う。

2 背景

- ・「産後うつ」の予防や新生児への虐待予防等を図るため実施している産婦健康診査では、健診の結果、支援が必要と認められる産婦について、適切な支援につながるよう関係機関との連携を図ることが求められている。必要に応じて、精神科医療機関へつなぐ場合もあるが、本人の受診意欲が低い、タイムリーに受診予約がとれない等、課題が生じている。
- ・国の自殺総合対策大綱の中で「妊産婦支援施策等との連携」に関することが明記され、妊産婦のメンタルヘルスの課題に包括的に対応するため、各機関が連携し、支援にあたることが示されている。
- ・浜松市においても産科・精神科・行政等の連携体制の構築に向けて、各機関の実態調査を行い、課題の共有を行った。

3 共通する課題

- ・連携のための顔が見える関係づくり
- ・周産期メンタルヘルスに関する各機関・職種の役割についての相互理解
- ・妊産婦のメンタルヘルスを評価するために必要な情報収集や精神的な状態に関するアセスメント
- ・周産期メンタルヘルスに適切に関わる（予防と介入）人材の育成
- ・妊産婦に関わるスタッフのメンタルヘルスケア

4 令和5年度の取り組み

＜研修等の開催＞

- ・令和5年7月 自殺ハイリスク者支援体制検討会の実施（18団体32名参加）
- ・令和5年7月、9月 奇松会にて「こころの連携指導料」について情報提供
- ・令和5年10月 自殺ハイリスク者支援体制検討会の実施（17団体29名参加）
- ・令和6年1月 自殺ハイリスク者支援体制検討会の実施（15団体25名参加）
- ・令和6年3月 自殺未遂者支援事業の医療連携検討会議

医療連携検討会議委員15名（うち救急科医3名精神科医4名産科医3名）

自殺ハイリスク者支援検討会委員10名 事務局7名 計32名参加

5 令和6年度の取り組みと今後の方向性

- ・ 令和6年5月 こども家庭センター開設にあたり、ホームページ、公式LINE、市内産婦人科医療機関及び乳幼児健康診査受託医療機関において妊産婦やこどもの事に関する「ワンストップで重層的相談支援ができる窓口」であることの周知。
- ・ 令和6年5月 自殺ハイリスク者支援体制検討会の実施（18団体28名参加）
- ・ 令和6年6月 西部精神科診療所医会に出席し、こども家庭センターの連絡窓口について周知。
- ・ 令和6年7月 医療連携室が設置されている医療機関及び精神保健福祉士・社会福祉士
～8月 等が在中する医療機関、計16機関を訪問し、こども家庭センターの役割及び連絡窓口について周知。医療機関から「精神疾患を抱えて妊娠出産する方が増えている」「母子保健事業を知ることができてよかった」「今後連携していきたい」などのご意見をいただいた。
- ・ 令和6年8月 自殺ハイリスク者支援体制検討会の実施（17団体29名参加）
- ・ 令和6年11月 自殺ハイリスク者支援体制検討会の実施（15団体26名参加）
- ・ 令和7年3月 自殺未遂者支援事業の医療連携検討会議予定
- ・ 母子包括支援ネットワーク会議や自殺ハイリスク者支援体制検討会、随時のケース連絡等を通してより一層、医療機関や地域の支援機関等の関係機関と顔の見える関係づくりを推進し、連携を強化する。

VII 5歳児健康診査事業について

1. 目的

- ・特別な配慮が必要な児を年中の時期に把握し、個々の状況に合わせた支援をすることで、就学前後の成長・発達を支援する。
- ・保護者がわが子の特性や課題などに気づきを持ち、こどもへの適切な関わりや配慮を理解し、対応することで就学後の集団生活への適応を図る。
- ・就学前後のフォローアップ体制として、保健・医療・福祉・教育の分野が連携・協議しながら、切れ目のない支援体制の構築を行う。

2. 背景

- ・発達障害児において、就学後に対人関係、行動、コミュニケーション、社会性に問題を有することが多く、不登校などの二次障害を示しやすいと指摘されている。
- ・就学時に特別な教育的配慮が必要な児に対して早期介入を実施することにより、発達課題について保護者の気づきや就学適応が向上することが期待される。
- ・学童期、思春期の健康増進に向けて、運動習慣及び睡眠時間の確保、適切なメディア利用及び食習慣の習得といった保健指導を就学前に行うことが重要である。
- ・妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産から就学前まで切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的に、国が令和5年度第1号補正予算において5歳児健康診査事業の実施に係る費用助成を示し、全国の自治体で実施を目指すとした。

3. 庁内外プロジェクトチーム会議の開催

- ・参加者：庁外9団体9名、庁内（事務局含む）9課21名
- ・開催状況：令和6年7月～令和7年1月に全5回実施
- ・協議事項：5歳児健康診査の実施体制や保健・医療・福祉・教育の各分野が連携した健康診査後のフォローアップ体制について

4. 事業の方向性（案）

健康診査の内容

デジタルを活用した健康診査①～③を一体的に実施

- ①巡回型一次スクリーニング事業（専門職が園に訪問し発達の評価を行う）
- ②医師による一般健康診査
- ③事後相談事業（専門職等が園に訪問し、就学までの伴走型相談支援を実施）

健康診査の実施場所

- ・原則、保育所・幼稚園等の児が所属する園。
- ・未就園児や園での健康診査欠席児等は、保健センター等での集団健康診査。

対象年齢

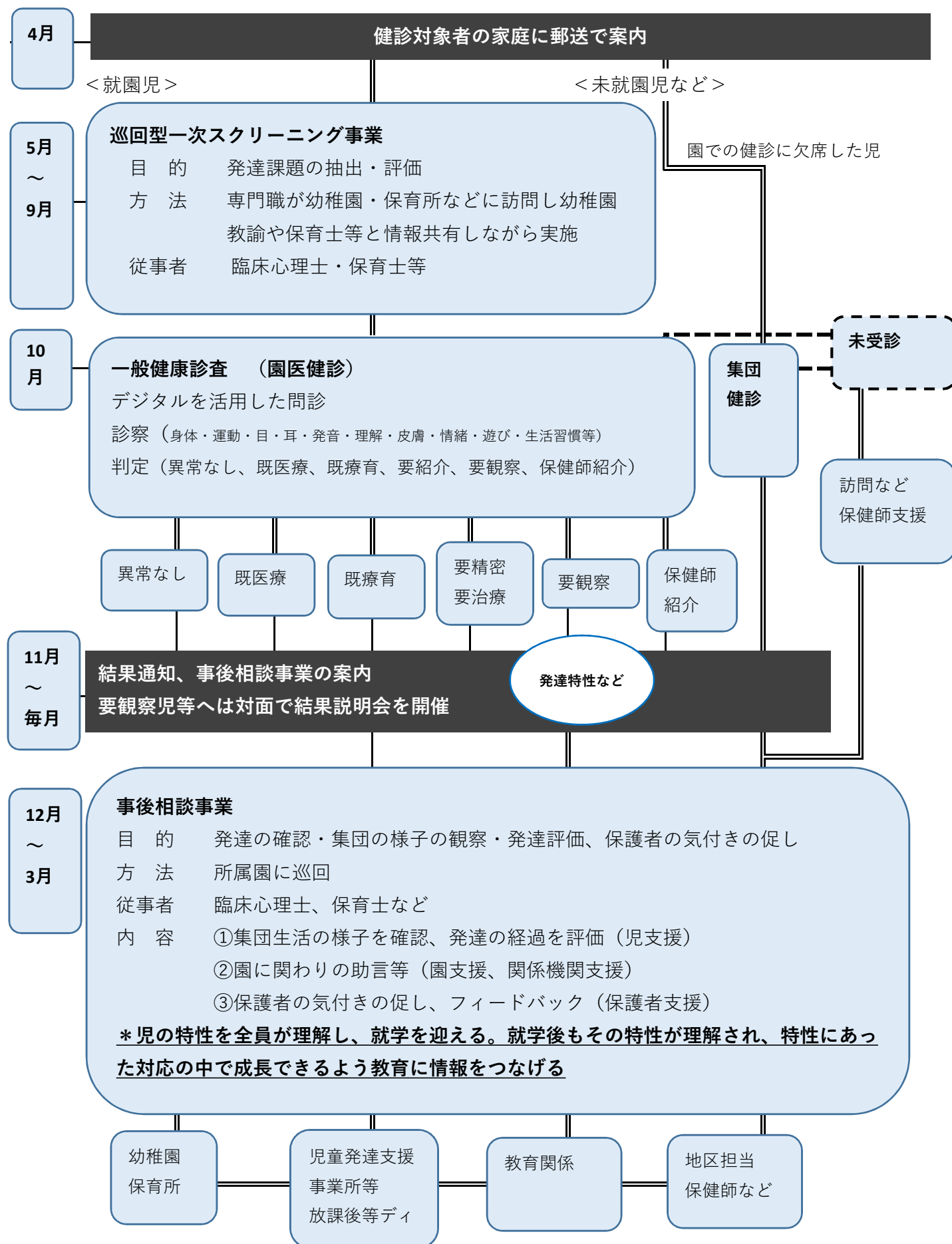
おおむね4歳6か月～5歳6か月（年中児）

5. 5歳児健康診査事業のフロー

別紙 5歳児健康診査事業のフロー（案）参照

5歳児健康診査事業のフロー（案）

【別紙】



VIII HPVワクチン接種事業について

1 HPVワクチンの接種状況について

(1) 定期接種対象者（小学校6年生～高校1年生）

※令和2年4月～令和6年11月累積実績

単位：人

接種回数		対象者数 ①	1回目 ②	2回目	3回目	1回目 接種率 ②/①	全国比較 ※
H24年度生	小6	3,457	291	23	1	8.4%	4.4%
H23年度生	中1	3,556	816	297	39	22.9%	13.1%
H22年度生	中2	3,555	1,087	591	175	30.6%	27.0%
H21年度生	中3	3,501	1,561	1,073	482	44.6%	31.5%
H20年度生	高1	3,666	2,016	1,846	878	55.0%	49.9%
合計		17,735	5,771	3,830	1,575	32.5%	25.2%

※全国比較は令和6年9月までの1回目累積接種率

(2) キャッチアップ接種対象者（平成9～19年度生まれ）

※平成23年2月～令和6年11月累積実績

単位：人

接種回数		対象者数 ①	1回目 ②	2回目	3回目	1回目 接種率 ②/①	全国比較 ※
H19年度生	高2	3,705	2,181	2,061	1,573	58.9%	44.4%
H18年度生	高3	3,773	2,264	2,158	1,588	60.0%	46.7%
H17年度生	大1	3,422	1,813	1,694	1,292	53.0%	46.8%
H16年度生	大2	3,478	1,661	1,514	977	47.8%	43.9%
H15年度生	大3	3,540	1,553	1,396	757	43.9%	37.3%
H14年度生	大4	3,615	1,625	1,469	751	45.0%	36.8%
H13年度生		3,587	1,420	1,268	616	39.6%	34.5%
H12年度生		3,636	1,544	1,269	662	42.5%	40.6%
H11年度生		3,674	2,247	2,812	1,940	61.2%	80.5%
H10年度生		3,711	2,169	2,111	1,933	58.4%	86.9%
H9年度生		3,640	2,020	1,978	1,808	55.5%	86.2%
合計		39,781	20,497	19,730	13,897	51.5%	53.1%

- ・H9～11年度生まれ：H22～24年度の緊急促進事業における接種者
- ・H12～16年度生まれ：積極的勧奨差し控えにより制度周知未実施者
- ・H17～19年度生まれ：国のリーフレットを活用した制度周知実施者

2 年度別接種実績比較（令和５・６年度）

（１）定期接種対象者

単位：人

年齢	令和５年度① (４～１１月接種者)				令和６年度② (４～１１月接種者)				増減 ②－①			
	１回目	２回目	３回目	計	１回目	２回目	３回目	計	１回目	２回目	３回目	計
１１歳	90	14	0	104	181	8	0	189	91	△6	0	85
１２歳	308	68	57	433	478	139	10	627	170	71	△47	194
１３歳	368	84	110	562	459	237	30	726	91	153	△80	164
１４歳	510	91	108	709	562	255	36	853	52	164	△72	144
１５歳	590	432	190	1,212	659	755	118	1,532	69	323	△72	320
１６歳	183	255	92	530	255	334	105	694	72	79	13	164
合計	2,049	944	557	3,550	2,594	1,728	299	4,621	545	784	△258	1,071

※15歳未満で９価ワクチンでの接種を開始した者は、少なくとも５カ月以上の接種間隔を空け、２回の接種が可能であるため、３回目の接種者数が減少している。

（２）キャッチアップ接種対象者

単位：人

年齢	令和５年度① (４～１１月接種者)				令和６年度② (４～１１月接種者)				増減 ②－①			
	１回目	２回目	３回目	計	１回目	２回目	３回目	計	１回目	２回目	３回目	計
１６歳	125	112	148	385	297	245	157	699	172	133	9	314
１７歳	176	161	134	471	580	522	158	1,260	404	361	24	789
１８歳	184	154	135	473	490	492	127	1,109	306	338	△8	636
１９歳	291	242	183	716	535	461	159	1,155	244	219	△24	439
２０歳	298	251	188	737	658	594	196	1,448	360	343	8	711
２１歳	275	251	204	730	820	750	203	1,773	545	499	△1	1,043
２２歳	218	188	143	549	800	755	225	1,780	582	567	82	1,231
２３歳	105	104	77	286	722	729	208	1,659	617	625	131	1,373
２４歳	63	60	49	172	323	394	117	834	260	334	68	662
２５歳	63	51	41	155	158	141	59	358	95	90	18	203
２６歳	19	18	7	44	148	147	51	346	129	129	44	302
２７歳	－	－	－	－	55	61	19	135	55	61	19	135
合計	1,817	1,592	1,309	4,718	5,586	5,291	1,679	12,556	3,769	3,699	370	7,838

2 HPVワクチンキャッチアップ接種の延長について

(1) 概要

国において、キャッチアップ接種期間（以下「特例期間」という。）は令和7年3月までとされているが、令和6年11月に開催された国の審議会において、令和6年夏以降の大幅な需要増加に伴う限定出荷の時期があったことなどの状況を踏まえ、特例期間に1回以上接種している者については、期間終了後も公費で3回接種を完了できるよう、1年間の経過措置が設けることが了承された。

(2) 事業内容

項目	内容
接種対象者	以下の①②とも該当する者。 ①平成9年度から平成20年度生まれの女性 ※従来のキャッチアップ接種対象者（平成9年度から平成19年度生まれの女性）に加え、令和7年度に定期接種の対象者から外れる者（平成20年度生まれの女性）も対象とする。 ②令和7年3月までの特例期間に1回以上HPVワクチンを接種している者
接種期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
接種スケジュール	6カ月の間に3回接種（標準的な接種スケジュール）
周知方法	令和7年2月中旬を目途に、特例期間中に接種していない接種未完了者に対し個別通知による再勧奨を実施。

IX 令和7年度 母子保健事業の取り組み

1. 1 か月児健康診査事業について（妊産婦乳幼児健康診査事業）

（1）趣旨

浜松市で既に開始している1 か月児健康診査事業について、令和7年4月より県内統一事業として実施する。

（2）内容

- ・令和6年度と同様に受診票を交付。
- ・里帰り等で県外にて受診した者については、償還払いを行う。
- ・浜松市では、1 か月児健康診査における精密健康診査の費用助成を、令和7年度も継続して実施する。

2. 拡大マスキング検査事業について（妊産婦乳幼児健康診査事業）

（1）趣旨

現在行われている21疾患を対象とした新生児マスキング検査（先天性代謝異常等検査）に加え、近年、対象疾患として追加する必要があるとされている2疾患（重症複合免疫不全症・脊髄性筋萎縮症）に対して、検査費用を負担し、希少疾患の早期発見、治療につなげる。

（2）内容

- ・県・政令市で検査実施体制等の調整を行い、令和7年度から県内統一での実証事業参加を目指す。
- ・検査結果を国の調査研究に活用することに同意した者に対して公費による追加検査を実施する。
- ・新生児マスキング検査（先天性代謝異常等検査）と共通のろ紙血を用いて、同検査機関にて検査を実施する。

3. 遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健康診査時にかかる交通費支援について（妊産婦乳幼児健康診査事業）

（1）趣旨

遠方の産科医療機関等で妊婦健康診査を受診する必要がある妊婦に対して、当該産科医療機関までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。

（2）内容

- ・自宅（又は里帰り先）から最寄りの妊婦健康診査を受診することができる産科医療機関等（医学上の理由等により、周産期母子医療センターで妊婦健康診査を受診する必要がある場合は該当の周産期母子医療センター）まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦が対象となる。
- ・補助対象は移動に要した費用の8割となる。

4. プレコンセプションケアの普及啓発について（妊娠期健康講座事業）

（1）趣旨

性や将来の健康づくりに関する正しい知識を習得し、年代に合わせた健康管理を行うことの大切さや well being の実現につながることにについて学ぶ機会を提供することで、特に、男女問わず高校生や大学生、20 代の若者に対して「プレコンセプションケア」を推進し、将来の健やかな妊娠・出産につなげ、将来的な出生数の増加を図る。

（2）内容

- ・プレコンセプションケアの普及啓発を目的としたイベントを令和 7 年 12 月に開催予定。
- ・イベントの内容としては、医師による講演、医師・著名人・若者らによる座談会及び関連企業による啓発ブースの設置を行う予定。

5. R8 年度の思春期教室テキスト全面改訂に向けての動きについて（思春期性教育事業）

（1）趣旨

思春期特有の心身の著しい変化や、発育の個人差による悩みの生じることの多い中学 2 年生を対象に実施している思春期教室テキストについて、性の多様性を踏まえた全面的な改訂を行う。

（2）内容

- ・令和 7 年度では、思春期教室テキストの全面的な改訂をめざし、医師やパートナーシップ連絡会との検討を実施する。
- ・令和 8 年度から改訂版の思春期教室テキストを作成・配布していく。

6. 産後ケア事業の拡充について（産後ケア事業）

（1）趣旨

令和 7 年度より、子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられたことに伴い、受け入れに追加の人員配置が必要となるきょうだい、生後 4 か月以降の児を受け入れた際の加算措置を拡充する。

（2）内容

- ・宿泊型及びデイサービス 1 日型について、きょうだいの受け入れをした場合は 3,000 円/日、生後 4 か月以降の児の受け入れをした場合は 4,000 円/日の加算措置を拡充する。

7. 妊婦のための支援給付について（妊婦支援給付事業）

（1）趣旨

妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、児童福祉法の妊娠等包括相談支援事業等を効果的に組み合わせて子ども・子育て支援法に創設された妊婦のための支援給付を行うことにより、妊娠等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

（2）内容

- ・妊婦であることを認定された者に 5 万円、届出された妊娠しているこども（流産・死産等を含む）1 人当たり 5 万円を対象者に現金で給付する。
- ・医師が「胎児心拍」を確認したことをもって、本給付では妊娠を定義する。
- ・妊婦であることの認定は、妊娠の届出により行う。ただし妊娠届出の提出がない場合には、医師の胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明する診断書等の提示により行うことができる。